10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

倒産手続と契約条項の限界

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月26日

一　問題の所在：契約書に書いてあっても効かない場面がある

契約書は、当事者が合意したことを書き留めた文書です。そして原則として、書いたとおりの効力が生じます。

その原則が崩れる場面が一つあります。相手方が倒産手続に入ったときです。

典型が、倒産解除条項です。相手方について破産・民事再生・会社更生の申立てがあったときは直ちに契約を解除できる、と定める条項で、取引基本契約書やリース契約書にごく普通に置かれています。ところが、この条項に基づく解除は、裁判所によって効力を否定されることがあります。

置く動機は、はっきりしています。相手方の信用が悪化したときに契約関係から抜け、引き渡した物件を取り戻したい。その目的で書いた条項が、いちばん使いたい場面で効かない。

効かない理由は、契約法の側にはありません。倒産手続には、債権者を平等に扱い、あるいは債務者の事業を立て直すという目的があり、その目的が、当事者どうしの合意より優先される場面があるからです。**契約自由の原則が、倒産法の目的によって外から切られています。**

本稿は、この切られ方を扱います。どこまでが切られ、どこからが残るのか。そして、切られることを前提に、契約書と平時の運用で何をしておくかを扱います。

条項の書き方そのものは別稿「解除事由の書き方」が、倒産時に動く条項の束は別稿「倒産時に効く条項の束」が扱います。本稿は、それらの条項が倒産手続の中でどう扱われるかという、一段外側の話です。

二　制度の枠組み

倒産解除条項の効力を論じる前に、倒産法が契約関係をどう扱っているかを見ます。効力が否定される理由が、この枠組みから出てくるからです。

1　双方未履行双務契約と管財人の選択権

双務契約について、当事者双方が手続開始の時点でまだ履行を終えていない場合、その契約をどうするかを決めるのは管財人（再生手続では再生債務者等）です。

破産法53条1項は、こう定めます。

> 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。（注1）

民事再生法49条1項も同じ構造です（注2）。解除するか、履行するかを選ぶ権利が、倒産した側に与えられています。

理由は、財団の増減にあります。契約が財団にとって有利なら履行を選び、不利なら解除する。この選択によって、債権者全体への配当を最大化します。

相手方に手がないわけではありません。相当の期間を定めて、解除するのか履行を請求するのかを確答せよと催告できます（破産法53条2項、民事再生法49条2項）。ただし確答がなかった場合の帰結は、破産と再生で逆です。破産では解除したものとみなされ、再生では解除権を放棄したものとみなされます。

契約が解除された場合、相手方の損害賠償請求権は破産債権にとどまります（破産法54条1項）。反対給付が財団に現存すれば返還を請求でき、現存しなければその価額について財団債権者として権利を行使します（同条2項）。

2　否認

管財人には、手続開始前になされた行為を後から覆す権限もあります。否認権です（破産法160条以下）。

債務者が支払不能になった後や支払停止の後に、特定の債権者だけに弁済したり担保を与えたりした行為は、否認の対象になりえます。手続開始前に済ませたことでも、確定しません。

3　相殺禁止

相殺についても制限があります。破産法71条は破産債権者の相殺を、72条は破産者に対して債務を負担する者の相殺を、それぞれ一定の場合に禁じています。

禁止の線は、破産手続開始のほか、支払不能・支払停止・破産手続開始の申立てという時点に引かれています。たとえば、支払の停止があった後に破産者に対して

債務を負担した場合であって、その負担の当時に支払の停止があったことを知っていたときは、原則として相殺できません（破産法71条1項3号。支払の停止の時に支払不能でなかったときや、同条2項の場合を除きます）。

相殺予約の条項がどこまで効くかは、別稿「差押えと相殺の優劣：差押え前に取得した債権と、相殺予約の効力」が扱います。

4　3つに共通するもの

選択権、否認、相殺禁止。この3つは、いずれも同じ形をしています。**当事者が事前にした合意や、開始前にした行為を、倒産手続の目的のために後から動かす仕組みです。**

倒産解除条項の効力が問題になるのも、この延長線上です。当事者が事前に合意した解除権が、管財人の選択権を先回りして奪ってしまう。責任財産に属するはずの物が、公示もないまま外へ出ていく。そこが問われます。

三　解釈：倒産解除条項はどこまで効かないか

1　再建型手続では、担保として働く条項は効かない

まず、判例が確立している範囲です。

会社更生について、最判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁が、所有権留保付きの割賦販売の事案でこう述べています（注3）。

> 買主たる株式会社に更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的（会社更生法一条参照）を害するものであるから、その効力を肯認しえないものといわなければならない（注3）

民事再生については、最判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁があります。フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約で、ユーザーに民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする特約が問題になりました（注4）。

この判決の組み立ては、会社更生の場合より一段込み入っています。民事再生では担保権は別除権として手続によらずに行使できるので（民事再生法53条2項）、リース物件が担保だというなら解除して引き揚げてよいようにも見えるからです。

最高裁はそこを、次のように切りました（注4）。

> ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場合には、リース業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済を受けるという担保としての意義を有するものであるが、同契約において、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする特約による解除を認めることは、このような担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべきである（注4）

着目しているのは、事業にとってその物件が必要かどうかを検討する機会です。担保としての意義しか持たない物を、事前の合意によって手続開始前に責任財産から抜いてしまうと、その検討ができなくなる。

再建型の私的整理（事業再生ADRなど）についても、責任財産から逸出させる点は民事再生と変わらないので、同様に無効と解すべきです（注5）。

2　清算型手続では、最高裁の判断がない

破産の場合はどうか。この点についての最高裁判例はありません（注6）。学説にも争いがあります。

無効とする側は、2つの理由を挙げます。

一つは、平成20年判決の理由づけが清算型にも当てはまるという見方です。清算型でも、管財人の業務においてリース物件などが必要になることがあり、事前の合意でそれを抜くことは同じ問題を生む。実務書はこの立場を採り、清算型倒産手続においても倒産解除条項は無効であると解される、としています（注7）。

もう一つが、体系書の説く理由です。伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』は、破産手続における解除権の発生原因として破産手続開始・その申立て・支払停止などを定める合意を扱い、こう述べます（注8）。

> しかし，この解除の効力を認めると，それが破産手続に関して必ず生じる事実を原因とするものであるだけに，相手方は，解除にもとづく原状回復の効果を制限される可能性があること（民545Ⅰ但書）は別にして，常に破産管財人に対して解除権を主張できる。その結果，法が破産管財人に対して履行か解除かの選択権を与えたことも，事実上その意味を失う。したがって，法が破産管財人に選択権を付与している趣旨を考慮すれば，破産手続との関係においては，この種の解除権行使の効果を破産管財人に対して主張することを原則として否定すべきである（注8）

倒産手続の目的ではなく、管財人の選択権を根拠に据えています。同書は註で、従来は会社更生の目的との関係で解除権行使の制限が説かれてきたが、むしろ破産法53条1項・民事再生法49条1項・会社更生法61条1項との関係で制限すべきである、と述べています（注9）。二の1で見た枠組みが、そのまま無効の根拠になる立場です。

有効とする側は、破産手続には事業の維持更生という目的がなく（破産法1条参照）、契約自由の原則が後退する理由が乏しいと見ます（注10）。清算型については肯定説も有力です（注9）。

下級審には、破産手続について効力を否定した裁判例が2件あります。判決文を読むと、どちらも管財人の選択権を見ています。

1件目は、売主が倒産した場合には買主が売買契約を解除できるという特約が置かれていた事案です（注11）。裁判所は、この特約の実質を、買主の損害賠償請求権を売主の売買代金債権を引き当てに担保するものだと捉えました。そのうえで、倒産を理由とする損害賠償請求権は劣後的破産債権に当たり、劣後的破産債権を自働債権とする相殺は本来許されないから、この特約は本来であれば破産法上許されない相殺を当事者間の合意によって達成しようとするものであって、破産手続における債権者の平等に反すると判断しています。加えて、双務契約を買主側の判断で一方的に解除できるという内容が、契約の維持か解除かを選択しうる破産管財人の権限と抵触し、これを無意味にすることも指摘しています（注11）。

2件目は、建物賃貸借契約に賃借人の破産手続開始の申立てを解除事由とする条項が置かれていた事案です（注12）。裁判所は、この条項を次の2つの趣旨に反するものとして無効としました。平成16年の法改正により当時の民法621条（賃借人の破産による解約申入れ）が削除された趣旨、すなわち賃借人の破産は賃貸借契約の終了事由とならないものとすべきこと。そして、破産法53条1項により破産管財人に未履行双務契約の履行・解除の選択権が与えられている趣旨です（注12）。

裁判例2件は、いずれも管財人の選択権との抵触を理由の一つに挙げており、この点で伊藤説と重なります。平成10年判決の主な理由は、債権者平等（本来許されない相殺を合意で実現すること）でした。再建型の判例が事業の維持・再生という目的から出発したのとは、通り道が違います。

もっとも、否定説を採る体系書も、例外の余地を2つ認めています。契約の性質や目的に照らして例外的にこの種の約定を有効とする余地があること（破産法58条1項が、市場の相場がある商品の取引で、その性質上特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ目的を達することができないものについて、履行期が破産手続開始後に到来するときは契約が解除されたものとみなすと定めていることが参照されています）。そして、破産管財人が解除を有効として扱うことが破産財団の維持増殖に資すると判断するときは、解除の効果を認めて差し支えないこと（注9）。後者は、無効といっても管財人の側から主張される限りの無効だ、ということです。

実務としては、争いがあるという前提で動くほかありません。破産を理由に解除できるつもりでいると、管財人から争われます。逆に、相手方から倒産解除条項による解除を通告されたときに、当然に有効だと考えて応じる必要もありません。

3　条項が何をしているかで、扱いが変わる

もう一つ、手続の型とは別の軸があります。その条項が担保の実行手段として働いているかどうかです。

倒産解除条項が使われる局面は、3つに分けられます（注13）。

類型	例	条項の働き
①	所有権留保付売買、ファイナンス・リース	非典型担保の実行手段として機能する
②	賃貸借契約・フランチャイズ契約のような継続的契約、双方未履行の売買契約	契約の拘束力から免れさせる手段
③	一方既履行の売買契約	既履行の債権債務関係を覆して目的物を取り戻したり、未払代金を免れたりする手段

判例が無効としたのは、いずれも①です。責任財産から物が逸出するという理由づけは、①だからこそ成り立ちます。

②については最高裁の判断がありません。2で見た建物賃貸借の裁判例は②にあたりますが（注12）、フランチャイズ契約については、加盟者の債権者の利害に関わることが少ないとして有効と解する見解もあります（注13）。

自社の契約がどちらの類型かを見てから、効くかどうかを考えることになります。

4　効かないのは倒産解除条項だけである

ここが実務上いちばん重要です。**効力が否定されているのは倒産解除条項であって、他の解除事由ではありません。**

平成20年判決には田原睦夫裁判官の補足意見が付いており、こう述べています（注14）。

> まず，本判決の結論は，再生債務者がリース料金を滞納した場合のリース契約の解除の可否には，当然ながら何らの影響を及ぼすものではない。再生債務者がリース料金を滞納していれば，リース業者は，その債務不履行を理由としてリース契約を解除することができるのは当然である。また，一般に，リース契約では，ユーザーが倒産手続開始の申立てをした場合，ユーザーは，リース料金についての期限の利益を失い，直ちに残リース料金の全額を支払うべきものとする定めが置かれているが，かかる期限の利益喪失条項の効力は，一般に否定されてはいない。（注14）

期限の利益喪失条項の効力は、一般に否定されていません。倒産手続開始の申立てを期限の利益喪失事由としておけば、申立てによって残額全部の履行期が来て、支払われなければ債務不履行となり、その債務不履行を理由に解除できる、というのが補足意見の整理です（注14）。

補足意見の整理に従えば、同じ事実が、解除事由としては効かず、期限の利益喪失事由としては効くことになります。同じ条項の同じ引き金が、機能によって扱いが分かれます。

もっとも、補足意見はその先も述べています。再生債務者が申立てと同時に弁済禁止の保全処分を得た場合、その効果としてリース料の弁済が禁じられ、反射的効果として、リース業者も申立て以後の不払を理由に解除することが禁じられる（注14）。手続が開始されれば保全処分は失効して債務不履行状態になるので、別除権者としての実行はできるようになりますが、そこでも再生債務者は担保権の実行手続の中止命令（民事再生法31条1項）で対抗できるとされています。

契約条項で作った権利は、手続の道具で押し戻されます。この往復の構造が、倒産手続の中の契約条項の位置です。

四　契約実務への還元

1　倒産解除条項は、残したうえで別の事由を並べる

効かない場面があるからといって、落とす必要はありません。

清算型や②の類型では効く可能性が残りますし、効かないとしても期限の利益喪失事由としては働きます。債権者の立場からは、倒産解除条項を設けておくことは有益です（注5）。新たな与信を強いられる場面に備えて、取引基本契約書に規定しておくべきだとする見解もあります（注15）。

そのうえで、並べて置くべきものが2つあります（注16）。

期限の利益喪失条項を置きます。解除事由をそのまま期限の利益喪失事由として準用する形にしておく。これが三の4で述べた迂回路になります。

キャッチオール条項も置きます。解除事由の最後に「その他前各号に準じるような本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合」と置く。倒産手続の開始は債務者に信用不安が生じたことを端的に示す事由なので、この「重大な事由」の例示としての意味を持ちます。倒産解除条項による解除が認められない場面でも、申立て直前であればこの事由による解除が認められる可能性があります。ただし、実質的にみれば倒産解除条項による解除に等しいとして争われる可能性はあります（注16）。

もう一点、私的整理を書き落とさないことです。期限の利益喪失事由に法的整理の開始しか書いていないと、私的整理が始まったときにそれが該当するかで争いが生じます（注16）。「破産手続，民事再生手続，会社更生手続，特別清算手続，任意整理手続その他これらと同等の手続（外国倒産手続も含む。）に関する申立てがなされた場合」といった書き方があります（注16）。

なお、自社が倒産する側に回る可能性を考えるなら、逆の交渉になります。期限の利益喪失条項とキャッチオール条項の範囲を絞る（注17）。

2　平時に何をしておくか

条項の整備には限界があります。倒産解除条項が効かず、期限の利益喪失から債務不履行解除に回るとしても、そこで取り戻せるのは担保としての価値までです。

したがって、平時にすべきことは2つに分かれます。

信用の悪化を早く知ること。支払遅延、手形のジャンプ、担当者の交代、支払条件の変更要請。倒産手続に入ってからでは条項は効きません。手前で動くほかなく、そのためには兆候が見えている必要があります。財務情報の提供義務や報告義務の条項が効いてくるのはここです。別稿「信用不安の兆候：関係が良いうちは要らない条項」が扱います。

取れるうちに担保を取ること。これが結論です。倒産手続の中で実効的な回収手段として残るのは、主に、破産・民事再生で別除権として行使できる担保権と、相殺できる範囲の債権です（破産法65条1項、民事再生法53条2項。会社更生では担保権も更生担保権として手続に取り込まれます）。担保のない債権も配当や計画による弁済の対象にはなりますが、回収額は大きく目減りします。契約条項でどれだけ精密に備えても、手続が始まれば、その備えは倒産法の枠の中でしか働きません。

担保の取り方そのものは、本稿では扱いません。

3　相手方が倒産したときに何を確かめるか

自社の取引先が倒産手続に入り、契約の解除を検討する場面を想定します。確かめる順序は、次のとおりです。

まず、手続の種類を見ます。破産か、民事再生・会社更生か、私的整理か。再建型で、条項が担保の実行手段として働いているなら、倒産解除条項による解除は難しいと考えます。所有権留保付きの動産売買については、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第56号）110条の施行後、再生手続・更生手続の申立て等を解除事由とする特約は無効になります（施行日前に結んだ特約には適用されません。同法附則16条）。

次に、自社の条項が担保の実行手段として働いているかを見ます。所有権留保やリースであれば、①の類型として無効とされる可能性が高い。

そのうえで、倒産解除条項以外に使える事由がないかを探します。期限の利益喪失条項があるか。現に履行遅滞が生じているか。弁済禁止の保全処分が出ていないか。

逆に、自社が倒産手続に入り、取引先から倒産解除条項に基づく解除を通告された場合も、同じ順序で確かめます。必要以上に応じないことです。倒産手続開始の直後には、リース物件の引揚げの連絡が殺到することも少なくありません（注17）。倒産解除条項による解除は無効とされても、期限の利益喪失条項と債務不履行による解除は別に考える、という平成20年判決の補足意見の整理を正確に理解しておく必要があります（注17）。

本稿で扱わなかったこと

否認と相殺禁止は、二で枠組みを示すにとどめました。どちらも、平時にした行為が後から覆るという点で契約実務に効きますが、扱う分量が本稿の範囲を超えます。相殺予約の効力については別稿「差押えと相殺の優劣：差押え前に取得した債権と、相殺予約の効力」が扱います。

もう一つ、契約が解除されたあとの清算が残ります。原状回復義務がどうなるか、違約金条項が管財人を拘束するか。別稿「終了時に何を戻すか：関係が悪くなってから決めることになる」と「清算と経過措置：契約が終わっても、取引は終わらない」が扱います。

参考文献等

（注1）破産法53条1項
（注2）民事再生法49条1項は、再生債務者等が契約の解除をし、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができると定めます
（注3）最判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁（昭和53年（オ）第319号）
（注4）最判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁（平成19年（受）第1030号）
（注5）阿部・井窪・片山法律事務所編著『企業における裁判に負けないための契約条項の実務』（青林書院、2023）113頁
（注6）和田圭介＝杉谷聡『自動車部品メーカー取引の法律実務』（中央経済社、2023）196頁は、破産手続における倒産解除条項の有効性についてはいまだ最高裁の判例がなく、学説上も争いがあるとします
（注7）前掲注5・113〜114頁
（注8）伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022）397頁
（注9）同397〜398頁注72
（注10）岡伸浩『倒産法実務の理論研究』（慶應義塾大学出版会、2015）25頁は、破産手続開始申立てを理由とする倒産解除特約は契約自由の原則に照らし依然として有効であると解します
（注11）東京地判平成10年12月8日判タ1011号284頁（平成10年（ワ）第18860号、LEX/DB28041768）
（注12）東京地判平成21年1月16日金法1892号55頁（平成20年（ワ）第13727号、LEX/DB25462680）
（注13）神田孝ほか『フランチャイズ契約の法律相談』（青林書院、2024）235頁
（注14）前掲注4・田原睦夫裁判官の補足意見
（注15）中井康之ほか『実践！債権保全・回収の実務対応――担保の取得と実行のポイント〔第2版〕』（商事法務、2019）33頁
（注16）前掲注5・110〜112頁
（注17）前掲注5・112頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/tosan-tetsuzuki-jokoo-genkai/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「倒産手続と契約条項の限界」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月26日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。